

平成十七年七月十一日(月曜日)
午後二時二十分開会

本日の会議に付した案件

政府参考人の出席要求に関する件
行政監視、行政評価及び行政に対する苦情
に関する調査

(政策評価の現状等に関する件)
(行政機関における不祥事案等に関する件)

紙智子 日本共産党の紙智子でございます。

警察の裏金問題について質問をいたします。
最初に、北海道警察では、全部署で裏金づく
りをしていただけたわけですが、昨年、道警も
世論に押されて、九八年度から二〇〇三年度ま
での捜査用報償費、それから捜査費、旅費、交
際費、食糧費については内部調査を行いました
が、道費、それぞれ不正、不適正支出ですね、
これが幾らというふうに認定をされたんでし
ょうか。まず、警察庁にお聞きします。

政府参考人(空堀義典) お答えします。

北海道警察が実施しました特別調査におい
て判明しました、いわゆる不適正な予算執行、
これは会計書類に事実と異なる記載をするな

ど執行手続において瑕疵のあるものというこ
とであります。これにつきましては総額十億
九千九百万円でございます。その内訳は、国
費が六億八千三百万円、道費が四億二千六百万
円でございます。

紙智子 国費、道費合わせて、今お話があ
ったように、合わせて約十一億円と、この不適
正執行があったということですが、今年
の五月にその内部調査が適正かどうかを検証
した道の監査委員の確認結果報告書と
いつのが出されました。道費について、新たに
約三千七百万円の不正支出が明らかになりま
した。道警が不適正執行はないというふうに言
っていた食糧費や交際費からも出てきたわけ
です。捜査費、旅費等、調べた全部の費目から
不適正、不正支出が出て、調べれば調べるほど
拡大してくると。しかも、延べ二十人の捜査
員等から、受け取っていないのに旅費を受け取
ったなどとする虚偽の説明文書に署名を強要
されたということも分かったわけですね。

国家公安委員長にお聞きしますけれども、こ
の道監査委員の確認結果報告書でこうした不正流
用の金額が更に増えたこと、そして捜査員の強
要など、道民の不信感を一層強めてきている
これについてどう受け止められるかというこ
とをお願いいたします。

副大臣(村田吉郎) 確認監査、監査委
員会の監査委員による確認監査におきまして

道警の特別調査の結果の数字とが食い違いま
して、確認監査の結果、道警の調査を上回る
会計の不正執行額が出たということに対して
は誠に遺憾に存じております。

その増加額につきましては、既に道警で返還
をいたしたと、このように報告を受けてい
るところでございますが、今委員が御指摘にな
さいました強要をされたということござい
ますが、そういう報道がございましたものです
から、道警において、そうしたいろんな報告あ
るいは虚偽文書の作成を強要された事実があ
るかということを調査をいたしたところ、そう
した強要の事実はないと、このように報告を受け
ているところでございます。

紙智子 それは道警がそういうふうに答え
られているということだと思っておりますね。

それで、道警に必要な資料をなかなか提出し
ないと、監査に協力的でなかったということも
言われているわけです。内部調査は全く不十分
なんです。一部の記載内容が異なるとか、精
神的な圧迫を感じたとか、強要を受けたとい
う人がほかにもいるわけです。本日に氷山の一角
と、今出ているのは、現職の警察官からは、今
回監査した捜査費、旅費などだけでなく、こ
の対象にならなかつた当直代とか除雪費、それ
から庁舎の修繕費まで裏金に回っているとい
う内部告発が寄せられているわけです。自ら明
らかにする姿勢にならない限りは、これいつま

でたつても警察は信頼を回復できないとい
うふうに思っていますね。

ところで、この五月の確認監査の報告では
執行の確認の得られないものとして、国費、道
費合わせて約三億九千万円が使途不明のまま
解明されていません。こんな巨額な公金が使途
不明のままでは許されないと、このように思
います。道民からは、これ真相はやみのまま
と、募引きは許されないと、このように、本
強い怒りの声が上がっています。

会計検査院に次お聞きしますけれども、こ
の公金の私的流用については内部告発が後を絶
たないわけです。道警元幹部の原田宏二氏も、
例えば警察幹部の接待やせんべいやゴルフ
等々指摘をされているわけですが、この
徹底した検証を行うべきではありませんか。
いかがですか。

会計検査院長(森下伸昭)

ただいまは北
海道警における不適正な会計経理について、い
ろいろな情報があると、それらを踏まえて厳正
に検査すべきではないかということござい
ますが、私も、昨年の十一月に国会に報告
をいたしました検査報告におきまして、道警に
おける内部調査を踏まえて、今年、その調査結
果を十分検証していきたいというふうに検査
報告で述べておまして、現在、その検証に取
り掛かっているところでございます。

紙智子

徹底した検証をこれからもやっ

いくところまでよろしいですね。

会計検査院長(森下伸昭書) はい。検査を行いますというところまでいいますから、厳正にやっていますというところまでいいます。

紙置子書 会計検査院が検査をする警察の会計書類は、例えば領収書等々あるわけですから、氏名などを黒塗りをして隠していない書類、いわゆるマスキングしていない会計書類等々を検査していますか。

会計検査院長(森下伸昭書) ただいまお尋ねの捜査費に関する書類につきましては、計算証明の規定に基づいて手元に保管されているわけでございますけれども、これらの会計書類は会計実地検査の際にはそのまま提出をされ、そして、それを基に検査を実施しております。墨塗りといいますが、マスキングといったような書類はないというふうに承知しているところでございます。

紙置子書 徹底した検査を行うべく、今マスキングしてないということ、見ているということなんですけれども、捜査費を受け取ったとされる捜査協力者の聞き取りがやっぱり非常に大事、重要になっているというふうに思っていますね。道監査委員の一人は、この捜査協力者の聞き取りをきかなかったことについて、「この調査ができていねばもっと正確な調査ができたというふうに意見でも明らかにしているわけです。」

それで、道警がどのくらいも駄目だということと拒否をしたために捜査協力者の聞き取りが

できなかったわけですから、やはりここにメスを入れない限りは説明が進まないんじゃないかと。会計検査院は、道警の裏金を徹底検証する上で、捜査協力者の調査を含めて行うのかどうか。まあ行えるんじゃないかということなんですけれども、いかがでしょうか。

会計検査院長(森下伸昭書) この捜査費等の検査に当たりましては、できる限り検査手法を工夫して、捜査に従事したとされる捜査員に当該捜査費の執行状況や支払の内容を確認したりするなど、検証が可能な範囲で、関係者に対して最大限の情報提供を求めて検査を実施しているところでございます。

お尋ねの捜査協力者からの聴取につきましては、当該捜査協力者との接触の可能性を全く排除しているわけではございませんが、その捜査協力者の生命、身体 の安全などを確保するために慎重に対処する必要があるものというふうに考えております。

紙置子書 国家公安委員長は、五月十六日のこの行政監視委員会、当行政監視委員会で、我が党の吉川議員が会計検査院の検査、検証に全面的な協力を行うように要請をしたのに対して、関係資料提出や捜査員の聞き取りなどは、業務上支障がある場合、例えば捜査中の事件にかかわるもの等を除いて、警察を警動して、会計検査院の検査と要請に応じていくように警動するということについて御答弁になっていきますね。

捜査協力者の調査についても積極的に協力させるべきではありませんか。

閣僚大臣(村田書) 捜査協力者に対します会計検査院の検査官の直接的な接触というものは、捜査上の観点から私どもは好ましくないと、このようにこれまで御答弁してきたところでございます。

しかし、会計検査院の会計検査に当たりましては、捜査員に対しましての会計検査院の検査官の聞き取りというものは、これはやっていただきたいと思えますし、それから、御質問にありましたように、会計書類についてはマスキングのない形でお示しをして、全面的に会計検査院の検査に協力をすべきだということでも警察を警動してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

紙置子書 今明快な御答弁をいただいたというふうに思っていますけれども、やはり会計検査院が捜査協力者に聞き取りをするということをや、これまででございますと警察の側が拒否をするということがあったわけですから、これはやはり法的にはそもそもできないことにはなっているわけです。やっぱり結局そこがネックになって、壁になって使途不明金も明らかにならずに裏金を生む温床になってきたということがあるというふうに思っています。

それで、是非、やはり本日に道民のこの間のずつと世論調査なんかも、九割方事態が解明されていないというふうに答えておりますし、そういう意味では本日に国自身も徹底した説明を行うって信頼の回復を図るということでも頑張

っていただきたいということをお願い申し上げます。私の質問を終わります。